

制度が始まります!



笑顔で暮らしていける福岡県へ～

少数者の人が安心して生活し、活躍できる福岡県の実現を目指しています。
よう、4月1日から新たに、「パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

4月1日
スタート!

福岡県パートナーシップ宣誓制度

● どんな制度?

双方または一方が性的少数者のカップルが、日常生活において相互に協力し合い、人生を共にすることを県に宣誓し、県が「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付する制度です。

● 要件は?

- 成年であること
- 県内居住か転入予定であること
- 独身であること
- 近親者でないこと

● 必要な書類は?

宣誓書の提出時に、住民票の写し、独身証明書(本籍地の市町村役場が発行)、本人確認書類(運転免許証など)を添付

手続きの流れ

宣誓の2週間前まで

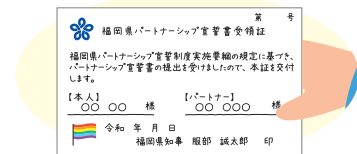


人権・同和対策局調整課に
電話もしくはメールで予約
※3月1日から予約受付開始

宣誓の当日



カップルで県に宣誓書を提出し
パートナーシップを宣誓
※プライバシーに配慮した個室で対応



宣誓書受領証カードを受領

受領証カードによって 利用できる県のサービス

- パートナーとの県営住宅の入居申込
- パートナーとの県住宅供給公社の賃貸住宅の入居申込
- 県立太宰府病院での病状説明・治療方針の同意
- 生計同一世帯のパートナーとの生活保護申請
- 障がいのある人の同居パートナーに対する自動車税減免申請

今後、サービス拡充のため、市町村や民間企業などにも協力を呼びかけます。

Ally(アライ)になろう!

- Allyとは、性的少数者のことを理解し、自分にできることは何かを考えて行動する支援者のことです。
- 性の多様性を深めるきっかけとなるよう、レインボーストラップをイベントなどで配布しています。



Allyであることを表す
レインボーストラップ